

第3号様式（第7条関係）

病後児保育事業 医師連絡票

| | | |
|-------------------|---|--|
| 患者(児童)名 | | |
| 病名 (番号に○) | 1 感冒・感冒様症候咽頭炎 2 インフルエンザ 3 気管支炎 4 肺炎 5 ぜん息 6 ぜん息様気管支炎 7 扁桃腺炎 8 クループ 9 感染性胃腸炎 10 細菌性腸炎 | 11 ロタウイルス胃腸炎 12 中耳炎・外耳炎 13 結膜炎（流角結を含む） 14 とびひ 15 溶連菌感染症 16 突発性発疹症 17 咽頭結膜熱 18 ヘルパンギーナ 19 手足口病 20 その他（ ） |
| 症状 | <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> おう吐 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> ぜん鳴 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 発疹 <input type="checkbox"/> その他主要症状（ ） | |
| 保育上の留意点 | <input type="checkbox"/> 室内保育(室内で普通に遊んでよい) <input type="checkbox"/> 室内安静(ベッド上での生活が主、他児との静かな遊びは可) <input type="checkbox"/> ベッド上安静 <input type="checkbox"/> 安静室に隔離 | |
| 食事 | <input type="checkbox"/> 離乳食 <input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> かゆ食 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> アレルギー食(除去内容：) | |
| 病後児保育利用見込 | <input type="checkbox"/> 3日程度 <input type="checkbox"/> 1週間程度 <input type="checkbox"/> その他（ 日程度） ※上限7日間（日曜・祝日を含む） | |
| 処方内容 その他の留意事項等 | | |

年 月 日

(宛先) 中井町長

医療機関 名称
所在地
電話
担当医師名



病後児保育事業を利用できる症状について

病後児保育が利用できるのは、病気の回復期の場合です。急性期の場合は利用できません。

利用の目安

- ・入室時に熱が 38.5℃未満である
 - ・食事や水分を摂ることができる
 - ・おう吐や下痢などによる脱水症状がない
 - ・咳などによる呼吸困難がない
 - ・感染症の場合は、他児へ感染するおそれが低い状態になっている（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症については、同規則第19条に規定する出席停止の期間経過後）
- ※その他、医師又は病後児保育室の判断により、利用できない場合があります。

裏面に続く

学校保健安全法施行規則第 18 条における感染症の種類について

| | |
|-----|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る） |
| 第二種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 |
| | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす |

学校保健安全法施行規則第 19 条における出席停止の期間の基準について

- 第一種……治癒するまで
- 第二種（結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く）……次の期間（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない）
 - ・ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）
 - ……発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
 - ・ 百 日 咳……特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
 - ・ 麻 し ん……解熱した後 3 日を経過するまで
 - ・ 流行性耳下腺炎……耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
 - ・ 風 し ん……発しんが消失するまで
 - ・ 水 痘……すべての発しんが痂皮化するまで
 - ・ 咽 頭 結 膜 熱……主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
- 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種……病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

（保育所における感染症対策ガイドライン抜粋）

※医療機関の皆様へ

- ・ この用紙をチェック、記入後は、児童の保護者にお渡しくださるようお願いいたします。
- ・ 医師連絡票を発行された児童がおひさまルーム（ひろはたこども園 病後児保育室）を利用した際には、入室連絡票と退室連絡票を FAX で送らせていただきます。

[問い合わせ]